

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし



◎給水管は所有者の財産です

水道管には、水道局が管理する配水管と分岐して蛇口までの間の給水管(装置)の2種類があります。そのうち、水道メーターを除く給水管(装置)は、所有者の財産であり、管理責任が伴います。漏水の発生場所は、9割以上が給水管です。ただし、道路での漏水な

どは二次被害を避けるため、水道局の費用負担で修理する範囲もあります。漏水を発見した場合や修繕などの問い合わせは、水道局施設維持課(☎ 81-3969)にご連絡ください。

